



# 広島県報

定期  
第3号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

平成十七年広島県告示第千六百六十四号(廿日市市の人口の一部を改正する告示).....	(権限移譲推進室)	一
平成十七年広島県告示第千三百四十五号(豊田郡及び尾道市の人口の一部を改正する告示).....	"	一
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要(二件).....	(環境対策室)	一
農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認	(経営企画室)	三
公共測量の終了.....	(土木建築総務室)	三
河川敷地等の公用廃止.....	(河川管理室)	三
公 告		
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出.....	(地域産業振興室)	一四
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(二件).....	"	一四
家畜商講習会の開催.....	(畜産振興室)	一五
土地改良事業計画変更の同意(市町村).....	(呉地域事務所)	一六
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示.....		一六

## 告 示

### 広島県告示第三十一号

平成十七年広島県告示第千六百六十四号(廿日市市の人口)の一部を次のように改正する。  
平成十八年一月十六日  
広島県知事 藤 田 雄 山

「一四、九八一人」を「二一五、五二九人」に改める。

### 広島県告示第三十二号

平成十七年広島県告示第千三百四十五号(豊田郡及び尾道市の人口)の一部を次のように改正する。  
平成十八年一月十六日  
広島県知事 藤 田 雄 山

「一〇、一三一人」を「九、一三八人」に、「一五五、二〇〇人」を「一五〇、一三一人」に改める。

### 広島県告示第三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。  
平成十八年一月十六日  
広島県知事 藤 田 雄 山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府茨木市下穂積一 日東電工株式会社 代表取締役社長 竹本 正道
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市美ノ郷町本郷四五五 一六 日東電工株式会社 尾道事業所

### 二 申請の内容

四六 イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設九基及び六五 酸又はアルカリによる表面処理施設九基を設置し、四六 イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設二十二基の使用の方法を変更する。

また、二排水濃縮施設、四排水リサイクル設備及びZn処理装置各一基を増設し、

一、二総合排水処理施設及び 一三排水リサイクル設備の処理能力を上げ、排水濃縮施設を 一排水濃縮施設に変更するとともに、排水処理システムを変更する。  
1 特定施設の種別能力及び使用の方法 (その一)

型	種	使用の方法	工期等	能	主要寸法 (単位・メートル)	型	種	(その二)														
								汚水等の排出先	排出される汚水等の汚染状態						項目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	使用開始予定年月日	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	許可後直ちに	着工後六〇日	完成後直ちに
									位排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量								
延伸施設	四六一水施設 二基(五、五二水 洗槽K)	同上	同上	同上	縦七・二×横四・二〇 ×高さ〇・四三三	延伸施設	四六一水施設 (四九水洗槽A)	一排水口	一四四	一	五	一〇	四七〇	四七〇	五・八 八・六	二四時間連続使用 (なし)	完成後直ちに	着工後六〇日	許可後直ちに			
同上	六五酸又はアルカリ による表面処理施設 (五〇含浸処理槽)	同上	同上	同上	縦一九・二×横四・三 ×高さ〇・七三	同上	六五酸又はアルカリ による表面処理施設 (五〇含浸処理槽)	同上	六・五	一	五	一〇	二〇〇〇	二〇〇〇	四・六 四・六	同上	同上	同上	同上			
									六・五	二	一〇	二〇	二〇〇〇	三〇〇〇	四・六 四・六							

工期等	能	主要寸法 (単位・メートル)	型	種	使用の方法	工期等	能	主要寸法 (単位・メートル)	(その三)														
									汚水等の排出先	排出される汚水等の汚染状態						項目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	使用開始予定年月日	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	許可後直ちに	着工後六〇日	完成後直ちに
										位排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量								
着工後六〇日	同上	縦六・四×横四・三六 ×高さ〇・四三三	延伸施設	四六一水施設 (五五水洗槽A)	同上	同上	同上	同上	一排水口	各二二五	一	五	一	五	五	五・八 八・六	二四時間連続使用 (なし)	完成後直ちに	着工後六〇日	許可後直ちに			
同上	同上	縦二〇・二×横四・三 ×高さ〇・七三	同上	六五酸又はアルカリ による表面処理施設 (五六含浸処理槽)	同上	同上	同上	同上	同上	各一六〇	二	一〇	二〇	一〇	二	五・八 八・六	同上	同上	同上	同上			
										各〇・二五	一	五	一〇	三〇〇	三〇〇	二・一四 二・一四							
										各〇・二五	二	一〇	二〇	四〇〇	四〇〇								

方法 等の汚染状態	工期等		能 力	主要 寸法 (単位・メートル)	型 式	種 類	使用の方法							使用開始予定年月日									
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日					排出される汚水等の汚染状態						使用時間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)										
							生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	燐含有量	生物化学的酸素要求量 水素イオン濃度 (単位・水素指数)											
生物化学的酸素要求量 水素イオン濃度 (単位・水素指数)	項目	項目					単位・ リットル につき ミリグラム																
五	五・八 八・六	五・八 八・六	二 四時間連続使用 (なし)	完成後直ちに	着工後六〇日	平成一八年五月一日	一基当たり偏光フィルム生産量として一日当たり六〇、〇〇〇平方メートル	高さ一・五	縦三・九×横二・二	延伸施設	四六 二基 イ 水洗施設 洗槽K)	一排水口	二五〇	四二〇	一	五	一〇	四七〇	四七〇	五・八 八・六	五・八 八・六	二 四時間連続使用 (なし)	完成後直ちに
一〇	五・八 八・六	五・八 八・六	同上	同上	同上	同上	同上	高さ一・五	縦三・〇×横二・二	同上	六五 酸又はアルカリ による表面処理施設 二基 五九 六〇親 水処理槽)	同上	六・五	六・五	一	五	一〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、六	四、六	同上	
三〇〇	二二 一四	二二 一四	同上	同上	同上	同上	同上	高さ一・五	縦三・〇×横二・二	同上	同上	同上	六・五	六・五	一	五	一〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、六	四、六	同上	
四〇〇	二二 一四	二二 一四	同上	同上	同上	同上	同上	高さ一・五	縦三・〇×横二・二	同上	同上	同上	六・五	六・五	一	五	一〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、六	四、六	同上	

使用の方法	工期等		能 力	主要 寸法 (単位・メートル)	型 式	種 類	使用の方法																	
	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日					排出される汚水等の汚染状態						使用時間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)											
							生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	燐含有量	生物化学的酸素要求量 水素イオン濃度 (単位・水素指数)												
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	項目	項目					単位・ リットル につき ミリグラム																	
五三	五	一〇	四七〇	四七〇	五・八 八・六	通常	二 四時間連続使用 (なし)	完成後直ちに	着工後六〇日	平成一八年五月一日	偏光フィルム生産量として一日当たり二、六〇〇平方メートル	高さ一・五	縦七・二×横四・二 ×高さ〇・四三	延伸施設	四六 一 イ 水洗施設 (六二含浸処理槽)	一排水口	各二二・五	各五〇	一	五	一	五	同上	
八七	一〇	二〇	六七〇	六七〇	五・八 八・六	最大	同上	同上	同上	同上	同上	高さ一・五	縦九・二×横四・三 ×高さ〇・七三	同上	同上	同上	各二二・五	各二二・五	一	五	一	〇	同上	
六・五	一	一〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	四、六	通常	同上	同上	同上	同上	同上	高さ一・五	縦九・二×横四・三 ×高さ〇・七三	同上	同上	同上	各二二・五	各二二・五	一	五	一	〇	同上	
六・五	一	一〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	四、六	最大	同上	同上	同上	同上	同上	高さ一・五	縦九・二×横四・三 ×高さ〇・七三	同上	同上	同上	各二二・五	各二二・五	一	五	一	〇	同上	

種	使用の方法	工期等	能	型	種	(その六)		
						汚水等の排出先	一排水口	
						汚水等の排出先	Zn排水処理装置	
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	通常
							項目	最大
							項目	通常
							項目	最大
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	通常
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	最大
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	通常
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	最大

種	使用の方法	工期等	種	(その八)				
				使用開始予定年月日	使用開始予定年月日			
				使用開始予定年月日	使用開始予定年月日			
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	通常
							項目	最大
							項目	通常
							項目	最大
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	通常
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	最大
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	通常
種	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	使用開始予定年月日	化学的酸素要求量	縦二・五×横二・二×高さ一・一九	四六一水洗施設(二基)	六五酸又はアルカリによる表面処理施設(二基)	項目	最大

種 類	種 類	使用の方法				工 期 等			種 類	種 類	使用の方法			
		排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	排出される汚水等の汚染状態		項 目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	排出される汚水等の汚染状態		項 目
			化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量								化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	
四六一 二五、三三、三九、四七 イ 水洗施設、四基 水洗槽A)	変更前	八七	六〇〇	六〇〇	通常	既設			四六一 二五、三三、三九、四七 イ 水洗施設、四基 水洗槽A)	変更前	八七	六〇〇	六〇〇	
		八七	八〇〇	八〇〇							最大	八七	八〇〇	八〇〇
		一〇一	四七〇	四七〇	通常	完成後直ちに	着手後直ちに	許可後直ちに			六〇	四七〇	四七〇	
		一〇一	六七〇	六七〇	最大	八七	六七〇	六七〇						

(その二)

種 類	使用の方法				工 期 等			種 類	
	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	排出される汚水等の汚染状態		項 目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		種 類
		化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量						
四六一 二五、三三、三九、四七 イ 水洗施設、四基 水洗槽K)	各一〇五	通常	既設			四六一 二五、三三、三九、四七 イ 水洗施設、四基 水洗槽K)	変更前	変更後	
	各一〇五								最大
	各一〇五	通常	完成後直ちに	着手後直ちに	許可後直ちに				
	各一六〇	最大							

(その二)

種 類	使用の方法				工 期 等			種 類	
	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	排出される汚水等の汚染状態		項 目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		種 類
		化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量						
四六一 二五、三三、三九、四七 イ 水洗施設、四基 水洗槽A)	各八七	六〇〇	六〇〇	通常	既設			四六一 二五、三三、三九、四七 イ 水洗施設、四基 水洗槽A)	
	各八七	八〇〇	八〇〇						最大
	各一四四	四七〇	四七〇	通常	完成後直ちに	着手後直ちに	許可後直ちに		
	各一四四	六七〇	六七〇	最大					

2 汚水等の処理の方法  
(その一) 一総合排水処理施設

使用の方法				工期等				能力 (汚水処理)
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理前の汚染状態		項目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能	
	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量						
107	5	361	通常	既設			変	
200	10	483	最大	既設			更	
107	5	10	通常	既設			前	
200	10	15	最大	既設			前	
336	7	467	通常	完成後直ちに	着手後一四日後	許可後直ちに	変	
403	10	463	最大	一日当たり四〇三立方メートル処理			更	
336	7	10	通常	既設			後	
403	10	15	最大	既設			後	

(その二) 二総合排水処理施設

使用の方法				工期等				能力 (汚水処理)
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理前の汚染状態		項目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能	
	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量						
107	43	43	通常	既設			変	
200	680	680	最大	既設			更	
107	10	20	通常	既設			前	
200	15	30	最大	既設			前	
169・8	269	269	通常	完成後直ちに	着手後直ちに	許可後直ちに	変	
200	410	410	最大	一日当たり四〇三立方メートル処理			更	
169・8	10	20	通常	既設			後	
200	15	30	最大	既設			後	

使用の方法				工 期 等			汚水等の 処理施設
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理前処理後の汚水等の汚染状態			使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	能 力 (汚水処理)
	窒素含有量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量				
六四〇	五	二五三	二五三	既設			一日当たり七〇〇立方メートル処理
四三五	一〇	三五〇	三五〇	既設			
六三六	五	五	五	既設			
四〇五	一〇	一五	一五	既設			
七二〇	六	二九三	二九三	完成後直ちに	着手後六〇日後	許可後直ちに	一日当たり七二〇立方メートル処理
七二〇	一〇	二八五	二八五	既設			
七二〇	六	五	五	既設			
七二〇	一〇	一五	一五	既設			

(その四) 二排水リサイクル設備

使用の方法		工 期 等			汚水等の 処理施設	
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	項 目	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	能 力 (汚水処理)	主 要 寸 法 (単位・メートル)
九八四	通 常	既設			一日当たり一、〇〇〇立方メートル処理	縦二四・九×横一一・〇×高さ四・九
九九九	最 大	既設				
九八四	通 常	既設				
九九九	最 大	既設				
一、一六五	通 常	完成後直ちに	着手後六〇日後	許可後直ちに	一日当たり一、七四〇立方メートル処理	縦二四・九×横一七・五×高さ一〇・〇
一、七四〇	最 大	既設				
一、一六五	通 常	既設				
一、七四〇	最 大	既設				

(その三) 一排水リサイクル設備

使用の方法				工期等			汚水等の処理施設
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理前処理後の汚水の汚染状態			項目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
	窒素含有量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量				
六三四・五	五	三四六	三四六	既設	既設	一日当たり八二五立方メートル処理	変
六四八・五	一〇	四七〇	四七〇				
六三〇・五	五	五	五				
六三六	一〇	一五	一五				
一、〇六五	六	二二九	二二九	完成後直ちに 着手後六〇日後 許可後直ちに	一日当たり一、〇八五立方メートル処理	変	更
一、〇六五	一〇	二二四	二二四				
一、〇六五	六	五	五				
一、〇六五	一〇	一五	一五				

(その六) 三排水リサイクル設備

使用の方法				工期等			項目
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	処理前処理後の汚水の汚染状態			使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	
	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	窒素含有量				
							単位・リットルにつき ミリグラム
四八	八三七	八三七	八三七	既設	排水濃縮施設	変	更
四八	一、二五三	一、二五三	一、二五三				
四三	五	一〇	一〇				
四二	一〇	二五	二五				
一〇・八	一、九六九	一、九六九	一、九六九	完成後直ちに 着手後直ちに 許可後直ちに	一排水濃縮施設	変	更
一〇・八	二、九五二	二、九五二	二、九五二				
九・八	五	一〇	一〇				
九・八	一〇	一五	一五				

(その五) 一排水濃縮施設



汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	使用の方法					項目	工期等	汚水等の処理施設							
			処理前処理後の汚水等の汚染状態							使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	種	型	構造	主要寸法 (単位・メートル)	能力 (汚水処理)		
			燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量									水素イオン濃度 (単位・水素指数)	汚水等の処理方法
純水装置	六五	三、〇〇〇以下	一	五	一〇	一、八七四	九、一三	二四時間連続使用 (なし)	完成後直ちに	着手後六〇日後	平成一八年三月一〇日	凝集沈殿+減圧蒸留	一日当たり七二立方メートル処理	縦九・五〇×横一三・七〇×高さ二二・二〇	金属製	エバポレーター	凝集沈殿+減圧蒸留
	六五	三、〇〇〇以下	二	一〇	二〇	一、八七四	九、一三										
	五八・五	三、〇〇〇以下	一	五	五	一〇	五・八										
	五八・五	三、〇〇〇以下	二	一〇	一〇	一五	五・八										

(その七) 二排水濃縮施設

汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	使用の方法					項目	工期等	汚水等の処理施設							
			処理前処理後の汚水等の汚染状態							使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	種	型	構造	主要寸法 (単位・メートル)	能力 (汚水処理)		
			燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量									水素イオン濃度 (単位・水素指数)	汚水等の処理方法
備 二排水処理施設	八二	三、〇〇〇以下	一	五	一〇	四七〇	五・八	二四時間連続使用 (なし)	完成後直ちに	着手後六〇日後	平成一八年五月一日	逆浸透膜	一日当たり八二立方メートル処理	縦六・五〇×横一〇・五〇×高さ一一・五〇	鉄筋コンクリート製	逆浸透膜	逆浸透膜
	八二	三、〇〇〇以下	二	一〇	二〇	六七〇	五・八										
備 三排水リサイクル設	四一	三、〇〇〇以下	二	一〇	二〇	九四〇	五・八										
	八二	三、〇〇〇以下	二	一〇	二〇	六七〇	五・八										

(その八) 四排水リサイクル設備

3

排水水の汚染状態

汚水等の排出先	排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	使用の方法							工期等			汚水等の処理施設						
		処理前処理後の汚水等の汚染状態							使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	汚水等の処理方法	能力 (汚水処理)	主要寸法 (単位・メートル)	構造	型式	種類	
		大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度 (単位・水素指数)										項目
一排水濃縮施設	六・五	三、〇〇〇以下	一	五	一〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	九、一三	通常	完成後直ちに	着手後六〇日後	許可後直ちに	pH調整 膜ろ過	一日当たり一〇立方メートル処理	縦一三・五〇×横一九・五〇×高さ一一・五〇	FRP製	pH調整+膜ろ過	pH調整+膜ろ過
	六・五	三、〇〇〇以下	二	一〇	二〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	九、一三										
	五・八	三、〇〇〇以下	一	五	一〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	九、一三	通常									
	五・八	三、〇〇〇以下	二	一〇	二〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、一三	最大									

(その九) Zn処理施設

排水口名	項目	1 排水口										
		大腸菌群数 (単位・一立方センチメートルにつき個)	燃含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度 (単位・水素指数)	変更前	変更後	最大	最大
1 排水口	通常	三、〇〇〇以下	〇	一	五	五	二	五・八、八・六	〇	一	五	五
	最大	三、〇〇〇以下	〇	二	一〇	一三	一八	五・八、八・六	〇	二	五	六
	通常	三、〇〇〇以下	〇	一	五・四	五・六	二	五・八、八・六	〇	一	五	六
	最大	三、〇〇〇以下	〇	二	一〇	一〇	一八	五・八、八・六	〇	二	一〇	六

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年一月十六日から  
平成十八年二月 六日まで

2 縦覧場所

広島県環境生活部環境創造総室環境対策室、広島県尾三地域事務所厚生環境局  
環境管理課及び尾道市民生活部生活環境課

広島県告示第三十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年一月十六日

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称  
広島県知事 藤田 雄 山

申請者の住所及び氏名

東京都港区東新橋一丁目五番二号  
三井化学株式会社  
社長 藤吉 建一

工場又は事業場の所在地及び名称  
大竹市東栄二丁目一番二一号  
三井化学株式会社 岩国大竹工場

二 申請の内容

三三三 二 静置分離施設二基、三三三 リ 廃ガス洗浄施設一基設置し、三三三 二 静置分離施設三基、三三三 リ 廃ガス洗浄施設二基、三三七 口 分離施設一基の使用の方法を変更し、三三七 ホ 蒸留施設一基、三三七 タ 廃ガス洗浄施設二基を廃止する。また、MIBスプラントフラッシュドラム及び活性汚泥処理装置の処理方法を変更する。  
1 特定施設の種別、能力及び使用の方法(その一)

種 類	能 力	工 期 等	使 用 の 方 法											
			汚水等の排出先	排出される汚水等の汚染状態							項 目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		
				位・立方メートル) 排出される汚水等の一日当たりの量(単 位・立方メートル)	抽出物質含有量	ノルマルヘキサン 燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量			水素イオン濃度(単位・水素指数)	
三三三 二 静置分離器 HPL・D三〇二	一日当たり二五立方 メートル処理	許可後直ちに 工事着手後直ちに 工事完成後直ちに 工事開始予定年月日	活性汚泥処理装置	一七	一	二	三六	三三	三〇〇	三三	九、〇〇〇	七	通常	二四時間連続使用 (なし)
三三三 二 静置分離器 HPL・D三〇三	同上	同上	同上	一七	一	二	三六	一	三五〇	一、〇五〇	七	通常	同上	
				二五	二	四	八〇	三〇	四〇〇	一、二〇〇	七	最大		
				二五	二	四	八〇	一〇	四〇〇	一、二〇〇	七	最大		

(その二)

種 類	能 力	工 期 等	使 用 の 方 法										
			汚水等の排出先	排出される汚水等の汚染状態							項 目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	
				位・立方メートル) 排出される汚水等の一日当たりの量(単 位・立方メートル)	抽出物質含有量	ノルマルヘキサン 燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量			水素イオン濃度(単位・水素指数)
三三三 リ 排ガス洗浄施設 AL・D・四五〇	一日当たり一三、八〇〇立方メートル処理	許可後直ちに 工事着手後直ちに 工事完成後直ちに 工事開始予定年月日	活性汚泥処理装置	一五	一	一	三六	一以下	五	一五	八	通常	二四時間連続使用 (なし)
				二〇	二	二	八〇	一	一〇	三〇	九	最大	

(その三)

種 類	能 力	工 期 等	変 更 前			変 更 後		
			種 類	能 力	工 期 等	種 類	能 力	工 期 等
			三三三 二 静置分離器 A P O・D・五〇二、 A P P・D・三三〇二、 A P P・D・三三〇三		許可後直ちに 工事着手後直ちに 工事完成後直ちに 工事開始予定年月日	同上		許可後直ちに 工事着手後直ちに 工事完成後直ちに 工事開始予定年月日
既設								

使用の方法				工期等			種	変更前	変更後		
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)				使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				変更前	変更後
処理前汚水の汚染状態				既設			A L L T D 四〇二	三三三 二基 排ガス洗浄	同上		
窒素含有量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	単位・リットルにつきミリグラム	通常	最大	通常				最大	通常
二、二六二	三八	八一九	二、四五七	二、二六二	二、三八九	二、二六二	二、三八九	一、八八九	二、〇三七	一、八八九	二、〇三七
二、二六二	三八	一六〇	四八〇	二、二六二	二、三八九	二、二六二	二、三八九	一、八八九	二、〇三七	一、八八九	二、〇三七
二、二六二	三八	九三二	二、七六六	二、二六二	二、三八九	二、二六二	二、三八九	一、八八九	二、〇三七	一、八八九	二、〇三七
二、二六二	三八	一七〇	五〇	二、二六二	二、三八九	二、二六二	二、三八九	一、八八九	二、〇三七	一、八八九	二、〇三七
二、二六二	三八	八五九	二、五七七	二、二六二	二、三八九	二、二六二	二、三八九	一、八八九	二、〇三七	一、八八九	二、〇三七
二、二六二	三八	九四五	二、八三五	二、二六二	二、三八九	二、二六二	二、三八九	一、八八九	二、〇三七	一、八八九	二、〇三七
二、二六二	三八	一六〇	四八〇	二、二六二	二、三八九	二、二六二	二、三八九	一、八八九	二、〇三七	一、八八九	二、〇三七
二、二六二	三八	一七〇	五〇	二、二六二	二、三八九	二、二六二	二、三八九	一、八八九	二、〇三七	一、八八九	二、〇三七

2 汚水等の処理の方法 (その二) 活性汚泥処理装置 (A O)

使用の方法		工期等			種	変更前	変更後
窒素含有量 (単位・リットルにつきミリグラム)		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
三	八	既設	既設	既設	A L L T D 四〇二	三三三 二基 排ガス洗浄	同上
通常	最大	通常	最大	通常	同上	同上	同上
三六	八〇	工事完成後直ちに	工事着手後直ちに	許可後直ちに	同上	同上	同上

(その四)

使用の方法		工期等			種	変更前	変更後
窒素含有量 (単位・リットルにつきミリグラム)		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
三	八	既設	既設	既設	A L L T D 四〇二	三三三 二基 排ガス洗浄	同上
通常	最大	通常	最大	通常	同上	同上	同上
三六	八〇	工事完成後直ちに	工事着手後直ちに	許可後直ちに	同上	同上	同上

(その五)

使用の方法		工期等			種	変更前	変更後
窒素含有量 (単位・リットルにつきミリグラム)		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
三	八	既設	既設	既設	K D P Z D 五〇一	三七口 分離施設	同上
通常	最大	通常	最大	通常	同上	同上	同上
三六	八〇	工事完成後直ちに	工事着手後直ちに	許可後直ちに	同上	同上	同上

(その2) MIBKプラントフラッシュドラム

使用の方法		工 期 等		
処理前処理後の汚水等の汚染状態	項 目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
38	通常	既設	既設	既設
80	最大	既設	既設	既設
38	通常	既設	既設	既設
80	最大	既設	既設	既設
36	通常	既設	既設	既設
80	最大	既設	既設	既設

3 排水水の汚染状態

排水口名	項 目	変 更	
		前	後
大竹放流口	生物化学的酸素要求量	五七	六〇
	化学的酸素要求量	一九	二〇
	窒素含有量	四五	四五

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年一月十六日から  
平成十八年二月 六日まで

2 縦覧場所

広島県環境生活部環境局環境創造総室環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び大竹市環境整備課

広島県告示第三十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定によって、財団法人広島市農林水産振興センターが定めた農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を平成十七年十二月二十六日承認した。

なお、この承認に係る農地保有合理化事業の種類は、同法第四条第一項第一号及び第四号

に掲げる事業とする。

平成十八年一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第三十六号

平成十七年広島県告示第千二十三号の告示に係る公共測量が終了した旨、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から通知があった。

平成十八年一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第三十七号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じた。その関係図面は、広島県土木建築部河川砂防総室河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川の名称

二級河川黒瀬川水系黒瀬川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十八年一月十六日

三 廃川敷地等の位置

四 東広島市西条町御園字升岡一〇五〇番一九  
 廃川敷地等の種類及び数量  
 土地  
 五八・四七平方メートル

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十八年一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ダイヤモンドシティソレイユ

所在地 安芸郡府中町大須二丁目二二番一外

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

(変更前) 四千四十台

(変更後) 四千八十一台

2 駐輪場の収容台数

(変更前) 二千八百台

(変更後) 二千三百三十五台

三 変更する日

平成十八年七月二十二日

四 変更する理由

利用頻度の少ない駐輪場を駐車場に転用することにより、顧客利便性を向上させるため。

五 届出年月日

平成十七年十二月二十二日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

府中町総務部地域振興課(安芸郡府中町大通三丁目五番一号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月十六日から平成十八年五月十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年五月十六日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年一月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン尾道

所在地 尾道市東尾道一九番地の七

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

尾道市産業部商工課(尾道市久保一丁目一五 一)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月十六日から平成十八年二月十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって、大規模小

売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。  
平成十八年一月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン江能  
所在地 広島県知事 藤 田 雄 山  
江田島市大柿町飛渡瀬一八〇番地外

二 提出された意見の概要  
なし

三 提出された意見の縦覧場所  
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室 (広島市中区基町一 番五二号)

江田島市商工観光課 (江田島市能美町中町四八五九番地九)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年一月十六日から平成十八年二月十六日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

家畜商法 (昭和二十四年法律第二百八号) 第四条の二の規定によって、家畜商講習会を次のとおり開催する。  
平成十八年一月十六日

一 開催日時及び場所  
広島県知事 藤 田 雄 山

開催日	時 間	場 所
平成十八年二月十三日から同月十四日まで	両日とも午前九時から午後五時まで	広島市中区基町一〇・五一 広島県庁舎本館 (二月十三日) 六階六〇三会議室 (二月十四日) 五階五〇九会議室

二 講習科目及び時間

講 習 科 目	時 間 数
家畜の取引に関する法令 家畜の品種及び特徴 家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六四四

三 受講手続

1 受講申込書の提出期限

平成十八年二月六日 (月) まで (受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、広島県の休日を含め定める条例 (平成元年広島県条例第二号) 第一条に規定する休日を除く。

郵送の場合は、平成十八年二月六日必着。

2 受講申込書の提出先

広島県農林水産部農水産総室畜産振興室 (〒七三〇・八五一 広島市中区基町一〇・五二) 又は、住所を所轄する広島県地域事務所農林局もしくは農林局支局。

郵送等により受講申込書を提出する場合は、封筒の表に「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書きすること。

3 提出書類

受講申込書 (別記様式)

写真は、受講申込書提出前六か月以内に正面から撮影した無帽・上半身像のもの。

四 受講手数料

三千三百円

この手数料は、三千三百円に相当する額の広島県収入証紙を受講申込書の所定欄に貼付して、納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

五 その他

この講習会についての問い合わせは、広島県農林水産部農水産総室畜産振興室 (電話「〇八二・五二三・三五九八」) 又は最寄りの広島県地域事務所農林局もしくは農林局支局にすること。

別記様式

家畜商講習会受講申込書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

氏名

印

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定による家畜商講習会の受講を申し込みます。

写真はり付け欄  
縦3.5cm  
横2.5cm

広島県収入証紙貼付け欄  
( 3, 3 0 0 円 )  
消印しないこと。

( 日本工業規格 A 4 )

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の計画変更を平成十八年一月十六日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、「広島県を被告として」、同意の取消しを求める訴えを提起することが出来る。  
平成十八年一月十六日

広島県京地域事務所長 三 上 忠 雄  
農業主任 坂田 隆  
農業主任 坂田 隆  
農業主任 坂田 隆

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第2号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるとで、規則第9条第1項の規定により告示する。  
平成18年 1月16日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
5P0948	告示の日(平成18年1月16日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CR711-バーズ・ザ・ビルM F.T	株式会社三共 広島 秀行 代表取締役 群馬県桐生市境野町六丁目460番地	左 同
5P0968	同上	同上	CR711-バーズ・ザ・ビルS F.T	同上	左 同



5P0983	同 上	同 上	CRゲーム バー ジュ ザ・ピ ール S F. T 2	同 上	左 同
5P0926	同 上	同 上	CR海童 くん FN 72	アピリット株式会社 代表取締役 濱野 准一 (大阪府大阪市中央区南 船場二丁目9番14号)	
5P0976	同 上	同 上	CRゴルフ ゴ13P2 EK	株式会社オリンピア 代表取締役 藤井 勝也 (東京都台東区東上野二 丁目11番7号)	左 同
5P0993	同 上	同 上	CRゴルフ ゴ13P2 MK	同 上	
5P0996	同 上	同 上	CR・ス キ ン ソ ン ブ ア 中級編	株式会社平和 中島 潤 代表取締役 群馬 豊桐 生市 広沢 明二 丁目3014番地(の8)	左 同
5P1025	同 上	同 上	ラッセ ン ラ ー ル ト V	同 上	
5S0842	同 上	同 上	同 上	株式会社エレクト 代表取締役 福田 貞夫 (東京都江東区有明三 丁目1番地25)	左 同
5P1065	同 上	同 上	同 上	株式会社イーエ電研 代表取締役 武本 孝俊 (東京都台東区東上野三 丁目12番9号)	
5P0994	同 上	同 上	同 上	サミー株式会社 代表取締役 片本 通 (東京都豊島区東池袋三 丁目1番1号サソシヤイ ン60)	左 同